

あおもり 水道だより



青森市環境保全シンボル
キャラクター「エコル」



青森市水道キャラクター
「しずくちゃん」

目次

- ◆消費税率の引上げに伴う
水道料金等の改定について…………… 1P
- ◆平成25年度青森市水道事業の主な事業 …… 3P
- ◆災害対策について…………… 3P
- ◆給水装置・貯水槽水道について…………… 4P
- ◆水道水の水質検査結果について…………… 5P
- ◆お問い合わせ先一覧…………… 7P
- ◆引越しの手続きはお早めに…………… 7P



平成26年4月1日からの消費税率の引上げ (5%⇒8%)



料金の改定はどのような内容？

今回の料金改定は、水道料金、下水道使用料等の消費税分を新税率 8% で算定した金額に改定するものです。



新しい料金 (使用料) はいつから適用になるの？

種 類	適用 時 期
水道料金 下水道使用料 農業集落排水施設使用料	<p>◇新料金 (税率 8%) 平成26年 5 月 1 日以降の検針によって確定する 5 月分の料金 (使用料) から適用となります。</p>
水道加入金※青森地区のみ (給水装置工事の新規・増径の申込み時)	<p>◇新料金 (税率 8%) 平成26年 4 月 1 日以降の申込み分 から適用となります。</p>



水道料金はどうかわるの？

◇青森地区の水道料金表の主なもの《1ヶ月につき／消費税込》 上段：新料金 下段（ ）：現行料金

料金区分	種別、口径	基本料金	従量料金：1 m ³ につき				＜新旧料金例比較＞ 口径20mm 1ヶ月20m ³ ※使用の場合
			1m ³ ～10m ³	11m ³ ～20m ³	21m ³ ～30m ³	31m ³ 以上	
一般用	13mm	626.40円 (609.00円)	64.80円 (63.00円)	140.40円 (136.50円)	183.60円 (178.50円)	253.80円 (246.75円)	現行料金 3,139円
	20mm	1,177.20円 (1,144.50円)					↓
	25mm	1,609.20円 (1,564.50円)					新料金 3,229円 90円増

◇浪岡地区の水道料金表の主なもの《1ヶ月につき／消費税込》 上段：新料金 下段（ ）：現行料金

料金区分	基本料金		超過料金及び使用料金 (1 m ³ につき)	＜新旧料金例比較＞ 一般用 1ヶ月20m ³ ※使用の場合
	水 量	料 金		
一般用	10m ³ まで	2,283.42円 (2,220円)	226.28円 (220円)	現行料金 4,420円
営業用	10m ³ まで	2,921.14円 (2,840円)	288.00円 (280円)	↓
農業用	年1ヶ所1回	2,268.00円 (2,205円)	388.80円 (378円)	新料金 4,546円 126円増

※平成24年度の青森市の1件あたりの1ヶ月平均使用水量約20m³

に伴い水道料金・下水道使用料等が改定になります。



下水道使用料等はどうかわるの？

◇青森地区の下水道使用料・農業集落排水施設使用料表の主なもの《1ヶ月につき／消費税込》

上段：新料金 下段（ ）：現行料金

使用区分 種別、用途	基本使用料 (10m ³ まで)	従量使用料		＜新旧料金例比較＞ 水道水使用・一般用 1ヶ月20m ³ 使用の場合
		水量	1m ³ につき	
水道水使用 一般用	1,313.28円 (1,276.80円)	11m ³ ～20m ³	173.88円 (169.05円)	現行料金 2,967円 ↓ 新料金 3,052円 85円増
		21m ³ ～30m ³	237.60円 (231.00円)	
		31m ³ ～100m ³	304.56円 (296.10円)	
水道水以外使用 一般用	1,313.28円 (1,276.80円)	11m ³ ～20m ³	95.04円 (92.40円)	
		21m ³ ～30m ³	131.76円 (128.10円)	
		31m ³ ～100m ³	167.40円 (162.75円)	

◇浪岡地区の下水道使用料・農業集落排水施設使用料表の主なもの《1ヶ月につき／消費税込》

上段：新料金 下段（ ）：現行料金

用途	基本使用料 (10m ³ まで)	従量使用料		＜新旧料金例比較＞ 一般用1ヶ月20m ³ 使用の場合
		水量	1m ³ につき	
一般用	1,512円 (1,470円)	11m ³ ～30m ³	151.20円 (147円)	現行料金 2,940円 ↓ 新料金 3,024円 84円増
		31m ³ ～50m ³	172.80円 (168円)	



水道加入金（青森地区のみ）も変わるの？

口径	水道加入金(消費税込)		増加額
	現行料金	新料金	
13mm	47,250円	48,600円	1,350円
20mm	126,000円	129,600円	3,600円
25mm	220,500円	226,800円	6,300円

- ※ 1. ここに記載のない料金表は、「青森市水道事業ホームページ」に掲載していますのでご確認ください。
 2. 後日、検針員が各ご家庭、会社等に水道料金・下水道使用料等の詳しい料金表・計算方法等をお配りします。

◇水道料金に関すること

水道部営業課 017(734)4281
 水道部総務課 017(734)4201
 水道部上下水道課 0172(62)1143

◇水道加入金に関すること

水道部施設課 017(774)1234

◇下水道使用料・農業集落排水施設使用料に関すること

環境部下水道総務課 017(761)4838
 浪岡事務所上下水道課 0172(62)1159

◇青森市水道事業ホームページ

<http://www.city.aomori.aomori.jp/contents/suido/index.html>



◆平成25年度青森市水道事業の主な事業

安定した給水の確保

- ①第8次漏水防止対策事業
- ②第4次配水管整備事業
〔老朽管及び漏水多発管路の更新等。(平成25年度) 計画延長：7.9km〕
- ③水源涵養保安林等整備事業

良質でおいしい水の供給

- ①第5次仕切弁（バルブ）取替事業
〔赤水防止のため、古い鑄鉄製仕切弁をソフトシー
ル弁に取替え。(平成25年度取替：46基)〕
- ②水源涵養保安林巡視事業
- ③市内テレメータの更新

災害に強い水道の構築

- ①基幹耐震管路整備事業第1期
〔地震発生時にも必要最少限の水道水を確保するた
め、基幹となる配水管を耐震化。(平成25年度計
画延長：浪館前田地区、柳川二丁目地区2.1km)〕
- ②応急給水資機材の備蓄
- ③横内浄水場管理棟耐震化
〔配水コントロールを担う重要な有人施設である横
内浄水場管理棟の耐震補強。〕
- ④浅虫送水管耐震化事業

経営基盤の強化

- ①O Aシステムの維持向上
- ②研修制度の充実
- ③広報活動事業
〔水道だよりの発行やホームページでの情報発信、
あおもりウォーターフェアの開催等。(平成25年
度ウォーターフェア来場者数：3,600人)〕

環境への配慮

- ①事業活動に伴うエネルギーの削減
- ②浄水処理発生土等の有効活用
〔浄水作業により発生する土を、造成工事の土など
に有効活用。〕

 水道部総務課
(017) 734-4201

◆災害対策について

水道部では施設の耐震化や飲料水の確保、応急給水資機材の備蓄など、様々な対策を行っています。

管路・施設の耐震化

地震時でも必要とされる水道水の確保を目指し、地震に強い管路や施設の整備として下記のような耐震化事業を行っています。

- ①管路の耐震化・老朽管の更新事業
市内の基幹となる配水管の耐震化事業と、経年劣化により赤水等が発生しやすい鑄鉄管や漏水の可能性が高い塩化ビニル管の更新・耐震化を図る更新事業を実施しています。
- ②施設の耐震化
浄水場等主要な水道施設についての効率的な耐震化を図るため、耐震診断結果や老朽度を踏まえ、耐震補強工事又は更新工事を行うこととしています。

飲料水の確保

主要な水道施設の配水池に緊急遮断弁を設置するなど、大規模災害時の飲料水の確保に努めています。

現在、市民約30万人に対し7日分の飲料水を常時提供できる状況にあります。

応急給水資機材の備蓄

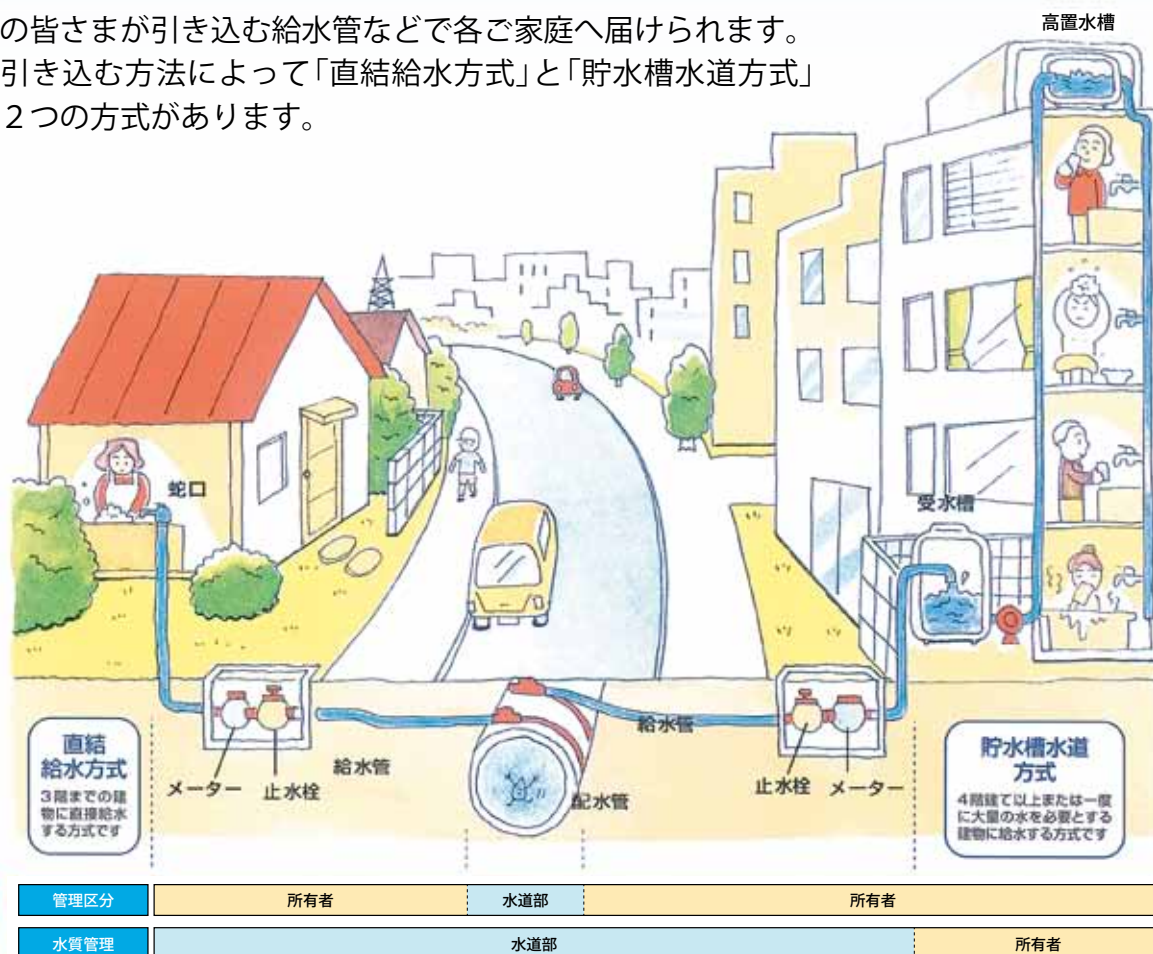
平常時からの防災対策として、給水タンク車（2^m）2台、給水タンク（1^m）26基、給水袋（5^l・6^l・10^l）24,900枚を保有し、ペットボトル水（500^{ml}）の備蓄なども行っています。

 水道部整備課 (017) 777-4258
水道部施設課 (017) 777-4255

◆ 給水装置・貯水槽水道について

浄水場や配水所でつくられ配水管を通ってきた水道水は、市民の皆さまが引き込む給水管などで各ご家庭へ届けられます。

引き込む方法によって「直結給水方式」と「貯水槽水道方式」の2つの方式があります。



給水装置はあなたの財産です

市民の皆さまが、道路の下の配水管から各ご家庭に引き込む給水管や蛇口などの給水装置は、所有者の財産です（メーターは除く）ので、給水装置の適正な管理は、所有者が行う必要があります。

給水装置の工事

給水装置の新設・改造・撤去・修繕の工事を行う際は、条例の規定により、必ず青森市指定の給水装置工事事業者にお申込みください。

指定給水装置工事事業者については水道部施設課又は青森市水道事業ホームページ（<http://www.city.aomori.aomori.jp/contents/suido/index.html>）にてご確認ください。

マンションやビルの水質管理

マンションやビルのように、受水槽や高置水槽を経て各ご家庭に水道水が供給される仕組みを貯水槽水道といいます。

この管理は、法律や条例などにより、設置者（所有者）が行うよう定められています。

詳しくは、下記のお問い合わせ先にてご確認ください。

なお、水道部では、貯水槽水道の管理状況を把握するため、毎年12月から2月にかけて、設置者の皆さまへの調査を実施していますのでご協力をお願いします。


水道部施設課
 (017) 774-1234
青森市保健所生活衛生課
 (017) 765-5288

◆ 水道水の水質検査結果について

水道部では、いつでも安全でおいしい水道水を市民の皆さまへお届けするために、自動測定器による水質の常時監視に加え、市内35箇所の毎日検査や市内29箇所の毎月検査などにより、水の安全性を確認するとともに、これらの検査から得られた水質データを基に、水づくりや水道管の維持管理に反映させるなど、水源から蛇口に至るまでの水質管理に努めています。

下の表は、平成24年度の水質検査結果から、各浄・配水所における供給エリアのご家庭の蛇口水（末端給水栓水）の結果を抜粋しまとめたものです。

平成24年度施設別水質検査結果

分類	項目	国の水質基準	横内浄水場	堤川浄水場	原別配水所	油川配水所	天田内配水所	花岡配水場	
水源の種類			河川水	河川水	浅井戸	深井戸	深井戸	ダム湖	
浄水処理方法			緩速ろ過 消毒	中和・消毒 急速ろ過	ばっ気 消毒	消毒	消毒	急速ろ過 消毒	
温度	水温	—	9.0	11.6	12.9	13.9	12.5	11.4	
健康に 関連する 項目	病原生物	一般細菌	100個/1mℓ以下	0	0	0	0	0	0
		大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	無機物質	シアン及び 塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
		硝酸態窒素・ 亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	0.14	0.16	1.18	0.06	0.09	0.28
	金属	カドミウム	0.003mg/ℓ以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
鉛		0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
水道水が 有すべき 性状に 関連する 項目	金属 (着色)	銅	1.0mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
		鉄	0.3mg/ℓ以下	0.005未満	0.007	0.009	0.005未満	0.005未満	0.005
		マンガン	0.05mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
		亜鉛	1.0mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	無機物質 (味)	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	9.6	30.0	18.0	31.9	17.1	13.3
		カルシウム・マグネ シウム等 (硬度)	300mg/ℓ以下	16.1	99	51.1	47.8	55.5	18.4
	有機物 (発泡)	陰イオン 界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
		非イオン 界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	有機物 (色・味)	有機物 (全有機炭素濃度)	3mg/ℓ以下	0.3	0.3	0.2	0.1未満	0.1未満	0.4
	基礎的 性状	pH値	5.8以上8.6以下	7.38	7.21	7.34	8.14	8.07	7.13
		味	異常でないこと	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
		臭気	異常でないこと	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
		色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
濁度		2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	
消毒効果	残留塩素	0.1mg/ℓ以上 1mg/ℓ以下	0.4	0.5	0.3	0.4	0.4	0.4	

※各浄・配水所ごとの給水エリアにおける蛇口水での年度平均値

※「〇〇未満」とは、測定値が測定限界より下回っていることを意味します。

水質の評価

平成24年度に実施した水質検査ではすべての水質基準項目（50項目）で基準に適合し、さらには多くの項目で基準値の10分の1以下を達成し、過去と比較しても変動が少なく安定し、**良好な水質と高い安全性を確保しています。**

今後も引き続き、安全でおいしい水道水を安心してご利用いただけるよう、水源保護や水質管理に努めます。

水質のおはなし

◆水道水の色

水道水の外観は無色透明であることとされています。

水道水の色について、特にお問い合わせの多いものを紹介します。

○青い水

お風呂に水をはった際、浴槽の水が青く見えることがあります。これは、浴槽の水に光があたると赤い光が一部水に吸収されて色のバランスが崩れ、水が青みを帯びて見えるためです。

また、給湯器などに使用されている銅管から溶け出す銅も、水の色を青くすると言われていますが、銅によって水が青く見えるには、浴槽の水（約200ℓ）に対し、10円玉約5枚分（20g）もの銅が必要です。通常、銅管から溶け出す銅は微量で、水に色がつくことはありません。

○白い水

蛇口から出た水が白く濁って見えることがあります。透明なコップにとってしばらく様子を見たとき、コップの下の方から澄んでくる場合は、空気の混入によるものです。

これは、水が急激に熱せられたり、水圧が急に変化したりすると、水中に溶けていた空気が気泡となって出てくるのが原因です（給湯器のお湯などによくみられます）。

水をコップにとって数分間放置しても白さが消えない場合や、沸騰させると白くなる場合は、別の原因（水をとった容器の汚れ、配管の材質等）が考えられます。

○赤い水

旅行等で長期間水道を使用していない場合や、朝一番に蛇口をひねると赤褐色の水（いわゆる赤い水）が出る場合は、宅内の水道管から水道水に溶け出した鉄さびが原因と思われます。根本的な対策としては、古くなった宅内の水道管の交換をおすすめしますが、応急対応として、朝一番の水が濁っていたり、着色していたりする場合は、水が澄んでから飲用などにお使いください。

水質検査結果の信頼性の保証

水道部では、平成22年に水質検査部門において水道G L P（水道水質検査優良試験所規範）の認定を取得しています。

これにより、水質検査における高い精度と正確性、更には、検査結果に客観的要素が加わることとなるため、市民の皆さまからの本市水道水に対する信頼性の向上が期待できると考えています。

今後とも、市民の皆さまがいつでも安心して、快適に水道水をご利用いただけるよう、水質検査体制の継続的な改善を図り、より一層の信頼性の向上に努めて参ります。



JWWA-GLP058
水道G L P 認定

放射能濃度検査について



ゲルマニウム半導体検出器

水道水の安全性を確認するため、平成24年1月より毎月1回（第3週）の頻度で水道水の放射能濃度検査を実施しています。

検査開始以降これまで、放射性物質は検出されていません。

※検査方法：ゲルマニウム半導体検出器を用いるガンマ線スペクトロメトリーによる測定法（検出限界値 1.0Bq/Kg）



水道部横内浄水課
(017) 738-6507

お問い合わせ先一覧

項目	お問い合わせの内容	担当課チーム名	電話（直通）
料金関係	水道の使用開始・中止など （転入・転出）	営業課各チーム （検針・収納・業務管理）	(017) 734-4281 (017) 734-4202
	料金の確認、料金の支払い （口座振替・納付書払）		
	★浪岡地区については	上下水道課水道チーム	(0172) 62-1143
給水関係	給水装置の新設・改造、宅地内 で水が漏れている場合など	施設課 給水装置チーム	(017) 774-1234
漏水関係	公道で水が漏れている場合など	施設課 管路維持チーム	(017) 777-4255
水源保全関係	横内川水道水源保護条例・水道水源 保護指導要綱に関する事前協議など	施設課 水源保全チーム	(017) 774-1234
水質関係	水道水の水質	横内浄水課 水質管理チーム	(017) 738-6507
ホームページ	青森市水道事業HP	http://www.city.aomori.aomori.jp/contents/suido/index.html	
下水道関係	下水道使用料、農業集落排水施 設使用料に関すること	環境部下水道総務課 水洗化普及チーム	(017) 761-4838
	★浪岡地区については	上下水道課下水道チーム	(0172) 62-1159

◆引越し（転入・転出）の手続きはお早めに

基本料金は使用開始日・使用中止日によって日割り計算しますが、手続きをされないと日割り計算がされませんのでご注意ください。

転入時の手続き（使用開始の手続き）

＜使用開始の手続き＞

入居先にある「水道使用開始申込書」に水道使用者氏名・フリガナ・電話番号・使用開始日等をご記入の上、投函してください。

なお、申込書が見当たらない場合は、水道部営業課または浪岡事務所上下水道課へご連絡ください。

また、転入の手続き後、「水道使用開始のお知らせ」をお送りしますので、記載内容をご確認ください。

転出時の手続き（使用中止の手続き）

次の事項について水道部営業課または浪岡事務所上下水道課へご連絡ください。

＜ご連絡いただく事項＞

水道使用者氏名・住所・引越日・引越先住所・電話番号・料金精算方法等

「水道だより」についてのご意見、感想などは、青森市企業局水道部総務課までお寄せください。

〒030-0841 青森市奥野1丁目2番1号
 電話 (017) 734-4201 FAX (017) 774-4913
 電子メール josui-somu11@city.aomori.aomori.jp